介護職員等特定処遇改善加算について

当法人の介護職員等特定処遇改善加算についての考え方は以下の通りです。
事業所単位ではなく法人単位とする
①経験・技能のある介護職員
（当法人においての経験 10 年以上、介護福祉士資格取得者）
②その他の介護職員
（週 20 時間以上勤務する介護職員）
③その他の職員
（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム職員で①②に該当しない者とする
なお、年間給与 440 万円の職員、週 20 時間未満勤務の者、居宅介護支援事業所の職員は除くのグループに分ける
賃金改善は、一時金として 10 月・3 月に支給する